

「消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず相談を！」



5月は**全国消費者月間**です！

市消費生活センターでは、暮らしの中で起こる消費生活に関するさまざまなトラブルの相談を受け付けています。少しでも「おかしいな」と不安に思った時は、気軽に相談ください。

◎問い合わせ 市消費生活センター ☎23-7154

令和5年度の相談件数

市消費生活センターに寄せられた相談件数は386件。内訳は多重債務66件、通信販売62件、悪質商法43件などです。

世の中の混乱や不安に付け込み、悪質な手口で高額な契約などを迫ってくる場合もあります。不審に思った時や少しでもおかしいと感じたら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

消費生活センターでは、毎月弁護士による無料法律相談を受け付けています。一人で悩まず、早めに相談ください。

※消費生活相談・弁護士法律相談について詳しくは、3月15日発行の「暮らしの情報保存版」に掲載しています

SNSをきっかけとした詐欺的な投資勧誘トラブルに注意！

ここ数年、全国の消費生活センターにはFX取引（外国為替証拠金取引）に関する相談が増加しています。特にシニア層を中心に増加傾向がみられます。

寄せられた相談を見ると、SNSやインターネット上の広告などを

最近おなかが出てきたけど、 それ、メタボ？

無料の健診受けっもらんね

市では、生活習慣病予防のためにメタボリックシンドロームに注目した健診を行っています。年に1回必ず受診し、健康づくりの第一歩にしましょう。

◎問い合わせ 健康課 ☎23-2765

単なる肥満ではない メタボリックシンドローム

メタボリックシンドローム（メタボ）は、内臓脂肪の蓄積や高血圧症、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病と関係が深く、放っておくと脳卒中などの重大な病気を引き起こす恐れがあります。

令和4年度に市の特定健診を受けた人のうち、改善が必要な検査値が見つかった人は9割以上。決して人ごとではありません。生活習慣病は、自覚症状のないまま進行するのが特徴。バランスの取れた食生活や適度な運動習慣を身に付けることで、生活習慣病の発症を防ぐことができます。定期的に健診を受診して、生活習慣病の予防に役立てましょう。

＜メタボリックシンドロームの診断基準＞

- 内臓脂肪型肥満**
腹囲 男性85cm以上
女性90cm以上
(内臓脂肪面積100cm²以上に相当)
※上記に加え、以下の2項目以上が該当
(1項目が該当する場合は予備軍)
- 高血糖** 空腹時血糖 110mg/dl以上
- 脂質異常** 中性脂肪 150mg/dl以上
またはHDLコレステロール 40mg/dl未満
- 高血圧** 収縮期血圧 130mmHg以上
または拡張期血圧 85mmHg以上

健診（無料）のお知らせ

●対象

【特定健康診査】
40～74歳の都城市国民健康保険加入者

【後期高齢者健康診査】

後期高齢者医療保険加入者

【生活保護受給者健康診査】

40歳以上の生活保護受給者

●受診期間

6月1日(土)～12月27日(金)

※10月以降は、予防接種などで医療機関が混み合うため、6月から9月までに健診を受けましょう

●受診場所

指定の医療機関

●検査項目

身体測定・血圧測定・尿検査・血液検査・問診 など

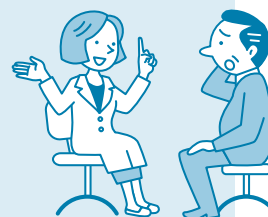
肝心なのは、 検診を受けた後



健康課
主査
若松 結衣

健診結果を見て、自分の体の変化に気付くことが大切です。「太ったのは食べ過ぎが原因かな」「運動を始めようかな」など生活習慣を振り返り、健康づくりに役立てましょう。

市では、保健師や管理栄養士、看護師などの専門職が一人一人に合わせた健康づくりのお手伝いをする「保健指導」を無料で行っています。ぜひ活用ください。



●受診方法

健康診査の対象者には、5月末までに「受診券・問診票」を送付します。問診票に必要な事項を記入し、健康保険証と一緒に医療機関の窓口に提示ください。

※一部の医療機関を除き、マイナ保険証の利用も可能です

●その他

通院中の人も対象です。かかりつけ医に相談し受診ください

●注意

・特別養護老人ホームなどの施設に入所している人や6カ月以上入院している人は受診できません。また、国民健康保険の日帰り人間ドックと重複受診はできません
・市の健康診査を無料で受診できるのは年度内に1回です

SNS・インターネット 通販の契約条件の チェックリスト



【注文する前】

- ☐ 定期購入が条件になっていませんか
- ☐ 定期購入が条件の場合、継続期間や購入回数の記載を確認しましたか
- ☐ 支払い総額はいくらですか
- ☐ 「解約・返品できるか」「解約・返品できる条件」などを確認しましたか
- ☐ 解約時の連絡手段を確認しましたか
- ☐ 配達予定日や利用規約の内容を確認しましたか

※契約条件などが記載されている画面は、スクリーンショットで保存しましょう

【未成年者の場合、次の点も確認ください】

- ☐ 販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄がある場合は、同意を得てチェックしていますか
- ☐ 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申し込んでいますか

通信販売での「定期購入」 トラブルが多発

依然として全国的に多発している

- ・SNS上の投資グループに入らない
- ・振込先に個人名義の口座を指定された場合は、絶対に振り込まない
- ・金融商品取引業の登録をしていない業者とは取引しない

注意すべきポイント

きっかけにSNSの投資グループに勧誘され、指定された個人名義の口座に次々とお金を振り込んだ結果、最後はお金を一切引き出せなくなるという詐欺的な手口が確認されています。

通信販売での「定期購入」のトラブル。特に、化粧品やダイエットサプリメントなどの健康食品の購入に関する相談が多くなっています。中には、インターネット通販での注文完了直後に表示された「特別割引クーポン」を使用したことで、気付かないうちに定期コースに変更されていた事例もあります。

インターネット通販などの通信販売には、一定期間であれば無条件で契約解除できるクーリング・オフ制度が適用されません。購入者の都合による解約・返品の場合などは、原則販売業者の規約に従うことになります。次のチェックリストを活用して、通信販売での定期購入トラブルを未然に防止しましょう。